

平成22年 8 月 4 日

平成22年

第 8 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 201・202・203 会議室

平成22年第8回教育委員会定例会会議録

平成22年8月4日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
清水繁	委員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子武史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤一義
教育総務課長	松本秀男
施設担当課長	西野正成
教育事務改善担当課長	福本英也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅三男
校外施設整備担当課長	星光吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒仁史
社会教育課長	榎田隆一

計 9 名

3 教科用図書採択の審議に出席した関係職員

指導課 統括指導主事	菅野哲郎
指導課 統括指導主事	田谷至克
指導課 統括指導主事	増田亮
指導課 指導主事	早川隆之
指導課 指導主事	伊藤康次
指導課 指導主事	岩崎政弘
指導課 指導主事	小林繁
指導課 指導主事	塩野恵
指導課 管理係長	桶川和則
指導課 管理係 主事	戸田侑希
指導課 管理係 主事	山崎勇也
教育総務課 経営計画担当係長	青木良二
教育総務課 庶務係 主事	富田匡俊

計 13 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第8回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○ 委員長

ただいまから、平成22年第8回教育委員会定例会を開催する。本日は小学校教科用図書採択の審議を行うため、大田区教育委員会会議規則13条により、関係職員等の出席も求めている。

これより審議に入る。本日の出席人数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

なお、本日は定員を超える傍聴希望者がいる。これは教科書採択への区民の関心が高まっているためだと思われる。私としては区民の関心にこたえ、公平・公正な開かれた教科書採択を行うために、大田区教育委員会傍聴規則第5条ただし書きにより、本日の定例会における傍聴人の定員数を50名まで増員し、定刻までの傍聴希望者に傍聴を許可したいと考えるが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

それでは、傍聴を許可する。

○委員長

それでは、審議に入る。

なお、大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は議場における言論に対して批評を加え、または拍手・その他の方法により、公然と可否を表明することは禁止されている。協力をお願いします。

次に、会議録署名委員に清水教育長を指名する。

日程第1は教育長の報告事項についてだが、特段の報告事項はない。

日程第2 平成23年度使用大田区立小学校教科用図書採択について

○委員長

それでは、平成23年度使用大田区立小学校教科用図書採択の審議を行う。

前回、第7回定例会にて教科用図書調査委員会江森委員長から報告書の説明を受けた。各委員には教科用図書を読んでいただくとともに、報告書及び区民・学校意見を参考に真摯に調査研究を進めていただいたと思う。

今回の教科用図書採択の審議対象は9教科11種目のため、本日と明日(8月5日)に分けて行う。本日は国語、書写、社会、地図、算数の5種目について審議を行いたいと考える。また、審議が長引くようであれば、幾つかの種目を明日審議したいと思うがいかがか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

では、種目ごとに審議を行う。

はじめに国語について審議する。国語の発行者は5者ある。国語について各委員の意見ををお願いします。

○野口委員

今回の教科書採択は、4年ぶりに全教科について検討するものである。私としては、次の3つの観点から考えた。一つ目は、大田区の子どもたちの現状に合った教科書で、

地域性のある教科書であること。二つ目は、これからの未来を見通せるような教科書であること。4年後となる次回の採択を見据えた教科書でなければならないのではないかと。3つ目は、学校だけに限らず、家庭においても見ることのできる教科書であること。

以上の観点から検討し、私は、国語について「E」と「H」の2者の教科書が優れていると思う。この2者は、内容も良く、専門性があると思う。2者の内容を比較すると、対照的な感じがする。大田区の子どもたちにとって、「E」と「H」どちらの教科書が良いのかと考えたが、両者とも甲乙付け難い。私としては、できれば4年ごとに教科書を変えていくことが望ましいと考えている。また、文系の教科書については、資料が多い方が良く考える。以上のことから、私は「E」を推薦したい。

○藤崎委員

私は、今回、委員として初めて教科用図書採択に係わる。学校だけでは子どもに理解させられないことや補えない部分があることを前提にし、その部分について各家庭で保護者が子どもに質問されたときにどう答えるか、どう関わっていけるかを念頭に置いて検討した。

絞り込む段階では、調査委員会の資料等も参考にし、全者が5年生で扱っている「大造じいさんとガン」という作品を比較した。表記の仕方や欄外の記載などを比較し、まず、2者に絞り込んだ。「E」は、学びを広げるという観点で2冊に分冊しているところが特徴的だ。「E」と「H」両者とも、良い教科書であると理解している。

先に述べた保護者と子どもの係わりという観点から、どちらがより発展していく題材としてよいかと考えたときに、私は「E」が良いと思った。

○横川委員

私は「H」を推したいと思う。

二人の委員の意見にあった「E」の良い点について、同感ではあるが、教える側もいろいろな方がいて、授業を受ける側もいろいろな児童がいる。教え方や児童の学力の違いなどを考えると、教えやすく、きめ細かさのある教科書が良いと思う。

○教育長

私も「H」を推薦したいと思う。

確かに「E」の取り上げている資料は、読み物としては優れていると思う。子どもたちが家庭で親と一緒に読んで、お互いその感想を述べ合うとなど、言語活動の発展的な要素もあると感じた。例えば、「洪庵のたいまつ」というすばらしい作品なども載せている。5年生の「大造じいさんとガン」の作品を比較すると、「H」は序論の部分を置き、この物語の背景を説明している。このため、これが大造じいさんの35歳頃の話だということを念頭に読んでいけるが、「E」の場合は大造じいさんというおじいさんの出来事であるかのように進めている。その辺を考えると「H」が良いと思う。この物語も教科書によって、若干、読点を句点にして文章を区切るような、幾つか操作がある。例えば、「E」は「残雪は、このぬま地に集まるガンの頭領らしい。」と句点が入っているが、「H」は「残雪は、このぬま地に集まるガンの頭領らしい、」と読点になっている。文章の流れからすると、ここを句点にするのはどうか、という細かいことを幾つか見ていくと、「H」がそつなく展開していると思う。

国語の授業は、言語活動の中核的な要素を持っており、日本語をしっかり読み込むということが、将来、英語等の語学を学ぶための前提になってくる。その点「H」は、「読むこと」の指導についてしっかり念頭に置いて編集しており、十分使用に耐え得る

教科書であると考える。

○ 委員長

「E」は、小学校の国語の教科用図書を新たに出版したということもあり、とても魅力的な教科書づくりをしていて、活字も読みやすく文字の間隔も工夫していると感じた。

私も「大造じいさんとガン」の題材を読んだ。「H」には物語の導入が書いてあり、これは作品を味わう上では外せない部分だと思うので、私は評価している。

「E」「H」の両者がきっこうしているようだが、更に付け加える点はないか。

○野口委員

私は、新規参入した「E」を4年間使用してみるのも良いと思う。教員が新たに取組む機会になると捉えると、現在使用している教科書から変えた方が良いと考えた。

ただ、各委員の意見を聞き、「H」も良いかと思っている。

○委員長

「H」を支持する評価や意見がやや多いように見受けられる。「E」も魅力的ではあが、固執はしないという意見でよいか。

○藤崎委員

私は「E」を推したが、題材「大造じいさんとガン」に前置きが有り無しの違いは、非常に重要だと感じていた。一方、各題材末にある学んだことを復習し深めるために置かれたページは、「E」が多く割いている。「E」「H」どちらを選択すべきかと考えていた。

繰り返しになるが、最終的に私が「E」を推したのは、教科用図書を親子の会話ツールとして考え、学校内だけでなく家庭まで領域を広く捉えたからだ。しかし、各委員の意見を聞き、まずは学校で教員が児童にしっかりと伝えられるかを観点に置いてみると、私は「E」と「H」に大差は感じていない。

○委員長

「E」は非常に魅力的ではあるが、今回は「H」でまとめてよいか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

国語は「H」とする。

続いて書写について審議する。書写の発行者は6者である。各委員からの意見をお願いします。

○ 教育長

私は「H」と「D」に絞って考えた。「D」は、最初のページに「学習に生かそう」「算数ノートに書こう」「移動教室ガイドブックに書こう」などと、ほかの教科や領域に対して、書写で学習したことを役立てようという趣旨があり、子どもにとっての動機付けになるという点で評価している。

一方、「H」は、筆使いの点で2ページにわたり分かりやすく表示されており、子どもたちが真似てみて、自ら学習しやすいという点もあり、総じて「見やすい」「読みやすい」「使いやすい」という特色がある。その点から、私は「H」を推薦したいと思う。

○野口委員

私も「D」と「H」の二つに絞って考えた。

書道は私の専門分野であるが、筆使いを表現するのに、「D」が朱色を使用していることが気になった。普通、朱色は教員が使うものなので、お手本を朱で色分けするよりも、むしろ墨の濃淡を使った方が良いと思う。この点では、私は「H」が良いと思う。

お手本が半紙の大きさになっているという点は、「D」もなかなか見捨てたものではない。書道では、よくお手本を「写してはいけない」と言われるが、私は、まず写すことから始めて、次に真似をしていくものだと思う。この点「D」は、お手本をそのまま写すことが出来るので良い。

現在、「D」「H」のどちらにするか決めかねている。

○委員長

確かに、学ぶというのは「真似る」からスタートしているので、野口委員の意見どおりだと思う。

○藤崎委員

「E」と「H」を比較検討し、私は「H」を推薦する。

書写では、1年生で鉛筆の持ち方からスタートし、3年生で毛筆に初めてトライする。

私が「E」で気に入った部分は、幼稚園・保育園から上がってきたばかりの一年生に、鉛筆を持たせる前に、まず指でなぞらせるところだ。スムーズなスタートを切ることが出来ると思った。このアプローチの仕方は、とても良いと思う。

「E」と「H」について、次の三つの観点から比較した。まず、鉛筆や筆の持ち方、姿勢や椅子の座り方などについて、どちらが見やすかったか。次に、6年生の教科書に記載されている、手紙、ポスター、メールやチラシといった文字を書く場面や種類について比較した。最後は、漢字のバランスについて比較した。例えば、色分けすることによって、辺とつくりを見やすくしたり、文字のバランスを表記したりしている。初めて鉛筆を持つ1年生や初めて筆を持つ3年生、卒業前の6年生には文字のバランスを学んでもらいたいという思いもある。

以上の三つの観点から「H」を推薦したい。

○横川委員

私も「H」を推薦する。

書道を専門とする教員は少ないと思われるので、仮に私が3年生の子どもたちに毛筆を教えるならば、どれが一番教えやすいだろうかという観点で検討した。「H」の筆使いは、一筆の中で、どの部分を濃く書き、どの部分を薄く書くかを非常にわかりやすく表現していて、教えやすいと思う。

○委員長

各委員が、それぞれ異なる観点から検討し、「H」を支持する声が強いと思う。

「H」でまとめてよいか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

書写は「H」とする。

続いて、社会について審議する。社会の発行者は5者である。それでは、意見をお願い

いする。

○野口委員

私は、「A」「F」の二者が抜きん出ていると思う。大田区が、町工場の多いまち、ものづくりのまちとして、「A」は3ページ、「F」は4ページにわたり掲載されている。特に「F」では、ナッチャンという主人公の女の子が大田区のまち工場を舞台にもものづくりを手がけていくというマンガを扱っている。社会の場合は、地元、大田区のことをいかに取り上げているかが大きなポイントになると思うので、私は「F」を推薦する。

○教育長

私も「A」と「F」に絞って比較検討した。野口委員から紹介があったように、両者ともに、大田区に関する記述がある。大田区の事例に関連しては、「F」の方が総合的に大田区を紹介しているように感じる。「テクノFRONT森ヶ崎」が紹介されている。その大田区の説明記述の後に東大阪市の例が記述されている。日本の工業を支えている優れた技術が大田区と東大阪市にあるということをワンセットで考えることにより、今後、ものづくりに対する関心を子どもたちに深めてもらうといった点で、構成が大変良いと思う。「A」もマスコミ等に紹介された有名な技術者の話を出しているが、その記述は東大阪市とはつながらないところが少し難点かと思った。また、「F」は、歴史の分野においても、「子どもたちと戦争」、沖縄の戦況から敗戦へのプロセスや「アジアの中の日本を見つめて」という記述があり、大変明解に書かれている。これらのことから、私は「F」を推薦する。

○藤崎委員

私も5者を比較したが、特に優れているところは、自分の知識・見識の中では見切れなかった。ただ、どの教科もそうだが、子どもたちに興味を持ってもらえるかどうかが大切なので、大田区を取り上げている教科書が気になった。大差を感じていないが、私は「A」「F」に絞り込んで比較した。

大田区の取り上げ方としては、項目として大田区の工業だけを捉えているものと、東大阪市と連動させているものがあった。教育長の意見を聞きながら、工業の中で大田区がどういう位置づけなのかということを考えるのであれば、日本の工業全体を押さえていく必要があると、私は感じた。

私は、まだ結論には至っていないが、「A」または「F」が他者より抜き出ていると考える。

○横川委員

「A」「F」の教科書に大田区の工業が取り上げられているということは、つまり全国的にみても優れている。大田区の教科書としては、やはり「A」と「F」に絞られることが当然ではないかと思う。では、「A」「F」のどちらが優位かということ、結論が出ない。事例が多く、あるいは歴史の部分で少し詳しく記述しているという点では、少し「F」の方が抜きん出ていると思う。

○委員長

「F」を支持する声がやや優勢のように思うが、藤崎委員はもう少し検討したいとい

う感じがしたが、いかがか。

○藤崎委員

ここは、「A」「F」に大きな差がないので、私は他の委員の意見に従いたいと思う。

○委員長

私自身も「A」と「F」で悩んだ。現在、採用していることもあり、「A」の作り方が非常に手堅い印象を受けた。今回、改めて「F」と比較すると、例えば歴史的なところや現代史的なところでは「F」の方がやや掘り下げ方が深く、問題意識を子どもに伝えやすいような印象を受ける。

各委員の意見では、「F」を評価するという意見が多かった。社会は「F」でよろしいか。

(「異議なし」の声)

○委員長

社会は「F」とする。

続いて、地図について審議する。地図の発行者は2者である。各委員の意見をお願いする。

○藤崎委員

2者を比較した結果、私は「I」を推薦したい。

初めて子どもたちが地図を見ることや4年生から6年生までの3年間この教科書を使い続けることを考えると、地図はどのようにつくられているのか、あるいは地図のルールや見方といった導入部分について、しっかりと時間やエネルギーを割いてほしいと思う。巻頭にある「地図帳の使い方」「地図のやくそくごと」というところを中心に検討した。

両者を比較すると、初めて地図に触れる子どもたちにとっては「I」の方が細かく丁寧な説明が多いと思う。一方、「A」には巻末に世界地図と国旗一覧があり、地域ごとに国旗が出ているよりも、私は見やすいと思う。最終的には、巻頭の「地図というのはどういうものなのか」「見方はどうなのか」を細かく説明していた「I」を推したい。

○野口委員

私は、地域性を見た。「A」の「東京都の中心部」の地図では、23区の南北両方が途切れていて、大田区では六郷地区が途切れている。どちらかといえば、大田区の全域が載っている「I」が良いと思う。また、「I」は専門的地図を扱っていると感じた。以上のことから、私は「I」を推す。

○委員長

「東京(都)の中心部」の地図が、「I」は39ページに、「A」は35ページに掲載されている。今の野口委員からの指摘だと、「A」はかなり広範に大田区がカットされている。羽田空港が東京の中心ではないとしてカットされているというのは、私は少し心外な感じがする。

○横川委員

私は「I」を推薦する。個人的な意見ではあるが、これからの日本の中心である羽田

空港がカットされるというのは、大田区民としては不満が残る。また、全体的な色合いなど、「I」の方が見やすい。私は地図が好きなのでよく見るが、「I」のほうが、子どもたちにとって見やすく興味を引きやすいと思う。

○教育長

私も「I」を推薦したいと思う。理由は、ほかの委員と同様である。

○委員長

異論がないようなので、「I」でよろしいか。
(「異議なし」の声あり)

○委員長

地図は「I」とする。

続いて算数について審議する。算数の発行者は6者である。各委員の意見をお願いする。

○野口委員

私は、「D」を推薦したい。私は、中学校と高等学校にいた経験がある。前回の中学校教科用図書採択の際に、高等学校の教員に意見を聞いたところ、中学校と高等学校の教科書では、まるで溝が開いているようだ指摘を受けた。それを埋めるような教科書を選択したいと思う。この点では、「D」には「中学校とのかけ橋」という冊子があり、小中連携という意味でも、小学校からスムーズに中学校に入っていけるように工夫されていると思う。特に理数系では、そのようなことが大切だと考え、「D」を推す。

○横川委員

野口委員の意見と同様に、私も「中学校への橋渡し」という別冊があると良いと思う。「D」が良いと思う。

○藤崎委員

私は、家庭で保護者が子どもから質問を受けたときに、どのように教えられるかといったことを観点に置いた。保護者が子どもに教える時は、今、子どもが習っている単元がどの学年のどの単元と関連しているかが明記されていると、説明しやすいと思い、各教科書の目次を比較し、「D」「F」「J」の3者に絞り込んだ。

内容について、小数点や通分などといったポイントを決め、幾つかサンプルチェックをした。そのポイントから、どの単元にどのようにつながっているのかを見て検討した。保護者が子どもに一番説明しやすいのは「D」だと思うので、私は「D」を推薦する。

○教育長

私は「A」を推薦したい。私も「A」と「D」に絞って判断をした。「D」の6学年には「中学校へのかけ橋」として小中連携教育を意識した別冊があり、教員の指導に当たって、目標として大変効果的なよい試みであるとは思う。しかし、この内容については、「A」においても教科書の中に内蔵して、その部分を指摘していると思う。「A」においては、各単元のはじめに、それまでの既習事項が整理されており、反復的な指導がしやすいということがある。例えば、5年生の「小数のわり算を考えよう」というところを見ると、非常にコンパクトに整然としてまとめられている。これは全国学力・学

習状況調査などで非常に正答率が悪いところではあるが、物事を考える順序がわかりやすくまとまっている。例えば、「リボンを2.5メートル買ったなら、代金は300円でした。このリボン1メートルの値段は何円ですか。」という問題では、2メートルであれば $300円 \div 2$ で150円、3メートルなら $300円 \div 3$ で100円と、この機能的な流れの中で2.5メートルでも $300 \div 2.5$ で幾らであるという式が出てきやすい。「A」はそのようなまとめ方をしており、子どもたちだけではなく、教員も論理的に説明するのに非常によくまとまっている。私は「A」が良いと思う。

○委員長

「D」が優勢という感じであるが、今の教育長の指摘を受けて意見はあるか。

○野口委員

私は、現場の教員にとっては「A」が使いやすいのではないかとも思う。しかし、「D」には「保護者の方へ」という記述があり、保護者が家庭で教科書を見たときにわかりやすくなっている。また、4年生では「大田区の町工場」でロケットの部品を作る様子が写真を使って紹介されている。算数の教科書にも大田区のものづくりが掲載されているので、こうしたことから「D」が良いと思う。

○委員長

私が検討したところでは、分数や小数の導入などに関しては「D」よりも「A」の方が、子どもたちにとって理解しやすい教科書だと思うが、いかがか。

○藤崎委員

今更ではあるが、先ほど私が推薦した「D」と「A」の比較をしている。私は、自分の背景と立場から、どの教科についても、家に帰ってから保護者がサポートするという観点が第一義的にきてしまう。教科書は誰のためにあるのかをもう一度立ち返って考えると、まずは、授業中に教員が児童にしっかりと伝えられるかが大切である。次に子ども自身が自宅で復習できるか、それを保護者や地域が補完できるかがという順序になる。教員がどういった手順で説明するかによって、子どもたちにとってわかりやすい授業になるかが決まる。自分の中で、そのことにポイントをもう少し置かないといけないと考えている。

先ほどの教育長の言葉を考えながら、「A」の3年生下の12ページを見ている。「こんな数を見たことがあるかな？」という小数についての記載を見ると、「水深1.2M」、「体温の36.5℃」、靴の大きさ「21.5」などの記述がある。具体的に小数の説明をする前に、身近なものを使って子どもたちの興味を引き付けている。次に、水筒の写真と併せて「1リットル」と「1.3リットル」という表示を出して、身近なものを使って展開をしている。先ほど「保護者が家庭でサポートする」という私の観点を述べたが、それよりも前に子どもが興味を持てるかどうかという大切なことだと思う。私は、「D」を推していたが、「A」ももう一度見るに値するものではないかと思い、結論に至っていない。

○委員長

今、指摘のあった点は、結構大事なことだと私は思う。日常生活と学問の世界との橋渡しはなかなかできないと思うが、「これから習う小数は、実は君たちも目にしたことがあり、もう既に使っているのだ」といった導入が有ると無いのとでは、子どもの取

っ付きやすさが違うと感じた。今、藤崎委員から誰のための教科書かという話があった。教科書は、教員も保護者も子どもも、皆が使いなればいけないが、やはり子どもが読んで取っ付きにくいものはいけないと思う。できる子は、例えば教科書をもった日に、どんなことを勉強するのかなと一人でどんどん読んだりする。そういう子はどんどん教科書を読んで伸びていけばいいし、そういう意味でつかえずに読める教科書が望ましいと思う。また、保護者は教えるプロではないから、ある程度わかりやすくなければいけないと思うが、どこまでわかりやすくするかを考えてみると、子どもの勉強を見ようという保護者は、保護者自身も子どもの頃から勉強のできた方が多いのではないかと思う。そうすると、結構難しい教科書でも苦にならないのではないかと思う。しかし、なかなか勉強を教えるのも大変だなという保護者の方や家庭で教えてもらえないから自分で教科書を読むしかないという子どものことを考えると、特に算数の導入というのは結構大事であると感じる。

横川委員に伺うが、理系に進むのであれば「D」が良いというようなことはあるか。

○横川委員

私は一応「D」を推してはいるが、各学年でつまずいてはいけないと思う。小学校から中学校に進学するときにつまづかないように橋渡しがあれば良いというのは当たり前のことだが、1年生、2年生、3年生と進級していくときにもつまずいては困る。私は、算数を教えたことがなく、理系とはいえどちらかという数学は得意な方ではない。教員も算数が得意な方と得意ではない方がいると思う。教員も教えやすく、受ける側の子どもたちもスムーズに聞ける教科書は、どちらか。そういうことから考えると、どちらがいいのか、私は少し迷っている。

○野口委員

現在、大田区には小中一貫校はなく、区立小学校に通っている児童のうち、4分の1程度は私立中学校へ進学するようである。むしろ、そういったものを防ぐことは不可能だと思うが、地域の中学校へ進学してもらうための手立てがあってもいいと思う。そういう意味では、こういう教科書を使っていてもいいと思う。また、先ほども出たが、保護者がわかりやすい教科書であることが大切だと思う。特に理科や算数は、家庭での予習・復習が大事になってくると思う。また、昨今、虐待などいろいろな問題があるが、子どもとのコミュニケーションをとるきっかけになると考えると、「D」の「保護者の方へ」というコーナーは、非常に良いと思う。

○委員長

なかなか悩ましいが、今現在、議論を踏まえて結論を出せる状態ではないと感じる。若干躊躇されているような印象も受けるがいかがか。

○横川委員

私の希望としては、もう少し「A」か「D」かを考えたい。

○委員長

今の横川委員の意見もあるが、いかがか。

○教育長

大田区は、基礎的な学力の定着ということを非常に大事にして、低学力の子たちも引

き上げていくといった点で、昨年来、ステップアップ学習を導入し、わからないところはプリントを各家庭に持ち帰ってとことん学習して、また学校に持っていくというような、算数の繰り返し学習を進めている。

その導き役となっている点では、テキストとして「A」が、それなりに効果が出ているように考えている。私も、そのような効果が出ていなければ、当然変えていくべきかと思うが、この間の学力向上の中で結構役に立ってくるということもあり、推薦したところである。

○委員長

「D」は非常に特色があり、特にこの「かけ橋」は工夫していて魅力的なところがある。また、教育長の話からすると、少なくとも「A」の教科書で実績を出している。もう少し、意見がほしいところではある。

横川委員からの申し出もあり、算数については本日候補になっている教科書のうち「A」と「D」の二つに絞り、より詳細に検討をして、明日、継続審議をさせていただきたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

本日は、5種目の予定であったが、算数については、明日、継続審議し、本日の議論はここまでとしたいが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

では、算数については、明日、引き続き審議することとし、本日の教科書採択についての審議は終了する。次回は、明日8月5日午後2時開催の臨時会で審議する。各委員は、引き続き、調査、研究をお願いする。特に算数について、それぞれ特徴のある良い教科書だと思うが、比較検討をして、明日、結論を出したいと思うので、よろしく願います。

それでは、指導主事及び指導課管理係職員は、退席願う。

ここで5分間の休憩とする。

(休 憩)

○委員長

それでは、第8回大田区教育委員会定例会を再開する。

日程第3 部課長の報告事項について

○委員長

部課長の報告を求める。

○校外施設整備担当課長

資料) 「大田区立伊豆高原学園の改築・維持管理・運営の事業スキームの骨子」

伊豆高原学園の改築に当たり、庁内の検討を進めてきたが、ある程度の方向性が出た。

1 学園の運営と区民利用の基本的な考え方

区民利用の担当セクションである地域振興部との調整を進めてきた。学園の区民利用を地域振興の新規事業と位置付ける。これまでの伊豆高原荘の利用者だけではなく、更に対象者を広げ、大田区内企業やさまざまなサークル等の団体利用を想定し、ある程度新たな利用形態を見据えた区民利用施設として位置付ける。サービスレベルについては、居室・食事・サービスの内容も含め、保養所並みのサービスの水準を確保していきたいと考えている。また、施設の収容人数については、120名程度の利用定員を見込んでいる。原則、区民利用のための別途の施設整備は行わず、現在の学園の施設をそのまま区民利用に活用していく方向で、検討を進めている。

2 事業手法について

第4回教育委員会定例会で報告したが、施設整備・運営を一括で民間事業者に行わせる一括発注手法であるPFI（BTO方式）で検討している。一般的なPFI方式では、民間事業者が金融機関から資金調達して施設整備などを行うが、長期の分割払いとなり金利が割高となるデメリットがある。そこで、このデメリットを最小限に抑えることのできるPFI（BTO方式）の一種、建物一括買取型（BTO方式）で検討を進めている。この方式の主なメリットは、次の4つである。

- (1) 設計・建築の一括発注により5%から10%程度のコストダウンが期待できる。
- (2) 運営・維持管理に配慮した設計・建築が可能となり、事業の一貫性が期待できる。
- (3) 事業者側の計画管理により、維持管理については計画的かつ迅速な修繕が行える。
- (4) 民間の様々なアイデアを導入することにより、移動教室の利用、区民利用について、バランスのとれた運営が行える。

以上の理由から、PFI（BTO方式）で、建設した時点で施設整備費等を一括して支払う一括買取型を選択したいと考えている。

3 事業類型 料金収入と経費の考え方

運営については、指定管理者制度を導入し、指定管理者が使用料金を直接受け取る利用料金制とする。

4 契約・事業期間・事業終了後について

運営事業の期間は、平成27年から41年までの15年間で検討を進めている。この15年間は設備面での修繕が一区切りつく期間であり、例えば事業期間を20年間や30年間とした場合は、建物部分の大規模修繕の可能性があるため、価格や計画の面において、不確定要素が含まれてしまう。

15年間の契約完了後については、幾つか選択肢が考えられる。例えば、指定管理者に運営を任せる方法に移行するケース、PFI事業を継続するケース、改築等大規模修繕と運営等を組合せた事業として新契約するケースなどである。今後、更に検討していく予定である。

5 今後のスケジュールについて

平成27年度に供用開始を予定しているため、今年度から準備に取りかかる。

○委員長

ただいまの報告について意見、質問はあるか。

○教育長

一括買取方式では、建物完成後に区が民間事業者に支払いをすることになる。この場合、民間事業者は、銀行から材料などを購入するための資金を借入れて建設工事を行い、その後、大田区から支払いを受けることになる。区が一括買取する場合は、その分の金利等が上乗せされるのではないか。

○校外施設整備担当課長

一般的な長期分割払いのPFI方式では金利部分が割高となるが、一括買取方式では区が建物完成時点ですぐに買い取るため、金利についてのデメリットが最小限に抑えられることになる。

区が工事の資金を負担し、設計建設の請負契約を結び、直営で管理し、それから指定管理という従来方式では、先ほど説明した設計・建築一括発注によるメリットが出てこない。そこで、金利のデメリットを最小限に抑えつつ、一括発注のメリットを享受するために、この一括買取方式を検討している。

○委員長

つまり、民間事業者の資金調達のタイムラグについては、融資でカバーし、その融資の金利については、価格に上乗せされる。そういう負担増はあるが、例えば、建築主にならないことにより、管理や完成までのチェックなどが省けるなどの得られるメリットがあってこの方法がいいと考えているということか。

○校外施設整備担当課長

建築主にならないことにより、設計・建築段階での作業は、かなり軽減されることは確かだ。ただし、契約当初から買い取ることが決まっているので、区としても建設現場に足を運び、チェックなどはしていかないといけない。

○教育長

民間企業が資金調達をする場合は、20年ローンとか30年ローンなどで銀行等からお金を借りて、建物を建てる。そうすると、それを返済する20年間、30年間の利子も全部込みで運営しなければいけないが、大田区が一括買取すると、例えば3年間で建物が完成したとしたら、3年間分の利子だけを銀行に払えばよくなるため、その分建物は安くできるということだろう。

これとは異なる方法が(仮称)大森北一丁目開発で、大森の駅前のビルについては、商社がお金を借りて自分で建物を建てている。そうすると、何十年かの月賦か何かでお金を返していくので、その利子なども全部上乗せされて、建物を借りる場合の賃料にはね返ることになる。

ただ、区が一括買取といっても、そのお金を一般歳出から出すのかといたらそうではなくて、一部は起債等で充当して、残りは一般会計からの持ち出しでやる予定のようだ。

○委員長

ほかに意見はないか。

○藤崎委員

まず、先日はPTAへの説明では、タイミングも良く、内容も非常に分かりやすかった。今後も引き続きお願いしたいと思う。

次に質問だが、この説明を聞いて、委員会として何かを決定する必要があるか。それとも、現時点で学園の改築・維持管理・運営について進捗状況を承知しておいて欲しいというレベルなのか。

○校外施設整備担当課長

平成27年度供用開始に向けて、区民利用の基本的な考え方、事業手法、スケジュールなどについて、現在、どのような方向で検討を進めているかを理解していただきたい。

事業手法については、先程、説明したところであるが、十分に理解いただくためにも、改めて資料を提出させていただきたい。事業スケジュールについては、もう動き出さなければいけない時期に来ており、かなり厳しい状況に至っているということをご理解いただきたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよいか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

承認する。

日程第4 議案審議

○委員長

第26号議案について事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第26号議案 大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例原案の提出について説明する。

(仮称)入新井図書館は、現在、大森北一丁目に建設中の複合施設の4階に設置する予定である。オープンは来年の3月下旬を予定している。このため、図書館の設置条例を改正し、入新井図書館を加えるものである。内容については、第2条の表の同 大森西図書館の項の次に「同 入新井図書館 同大森北一丁目10番14号」を加える。

この結果、図書館は全体で16館となる。また、条例の施行日は、教育委員会規則で定める日とし、本日、教育委員会の了承後、原案をもって第3回区議会定例会に提案する。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第26号議案について原案どおり決定する。

次に、第27号議案について説明を求める。

○教育総務課長

第27号議案、大田区総合体育館に係る指定管理者の指定手続等に関する規則について説明する。

大田区総合体育館は、現在建設中で、平成24年3月に竣工の予定である。大田区総合体育館は、大田区総合体育館条例により、指定管理者による管理代行ができることになっている。第27号議案は、大田区総合体育館に係る指定管理者の指定手続等に関して必要な事項を定めるために、この規則を提出したものである。

内容については、社会教育課長から説明する。

○社会教育課長

今回提出した議案の規則は、平成22年3月に制定された大田区総合体育館条例第4条に基づき、定めるものである。

通常、指定管理者の指定手続は、対象となる施設の条例施行規則中に規定しているが、大田区総合体育館条例施行規則は、来年夏ごろに制定予定である。しかし、今年度には、指定管理者の選定手続に入る必要があるため、まず指定管理者の指定手続等に関する規則を定め、来年度改めて条例施行規則を制定する予定である。

今回提出した規則には、第2条で指定申請書の提出及び必要書類について、第3条で指定の通知について、第4条で協定の締結について、基本的な条項を記載している。

○委員長

ただいまの説明に対し、意見、質問はあるか。基本的な手続に関することであるから、特によろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、原案どおり決定する。

次に、第28号議案について説明を求める。

○教育総務課長

第28号議案 公文書開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について、説明する。

プライバシー保護の観点から、審査請求人の氏名は伏せる。

1 審査請求人 記載のとおり

2 裁決案 別紙1のとおり

3 関係書類

① 公文書開示請求書

別紙2

② 公文書開示決定通知書

別紙3

③ 異議申立書(審査請求書)

別紙4

- | | |
|-------------------------------|------|
| ④ 公文書開示決定通知書の誤記の訂正等について | 別紙 5 |
| ⑤ 弁明書（添付書類省略） | 別紙 6 |
| ⑥ 反論書 | 別紙 7 |
| ⑦ 口頭意見陳述記録 | 別紙 8 |
| ⑧ 大田区情報公開条例第13条に基づく諮問について（答申） | 別紙 9 |

別紙1 裁決案について説明する。審査請求人が平成20年12月15日付けで提起した公文書開示決定に対する審査請求について、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主文 本件審査請求を棄却する。

第1 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求の趣旨 本件審査請求の趣旨は、教育長が平成20年12月1日付けで審査請求人に対してした公文書開示決定について、開示請求と異なる公文書の開示処分を受け、さらに開示の際に当該公文書の開示を拒否されたため、教育長の解任、担当課全職員を処分するとともに、その処分通知書と当該公文書の開示を求める、というものである。
- 2 審査請求の理由 (1) 請求人が請求したものは、全く別の日時の開催に係る文書（請求人が平成20年10月18日の文書といたにも係わらず、開示決定したときの日付が平成20年11月18日と記載されており、このことを指している。）について公文書開示処分を受けた。また、それを訂正することもなく、大田区情報公開条例第7条第1項に規定する日時を経過している。(2) 請求人は、公文書開示決定通知書に指定された日時（この日時は、平成20年12月12日午後2時を指している。）場所に赴くも担当職員が不在で、開示対象公文書の閲覧及び写しの交付に至らなかった。このことは非開示に等しい。

第2 審査庁の認定事実及び判断

- 1 認定事実 省略する。
- 2 判断 (1) 本件は、教育長が作成した公文書開示決定通知書に誤記があり、更に、実施機関の担当者が、同通知書において開示の日時場所として指定した日時場所に在席せず、このため、開示のために訪れた請求人は、本件文書を閲覧できなかったもので、行政機関の担当者として、不注意であり、適切な処理ではなかった。(2) しかし、実施機関は、その後、本件審査請求を受けて誤記に気付く、担当者において、平成20年12月19日に別の所用で保健所健康推進課窓口を訪れた請求人に対し、本件公文書開示決定通知書に誤記があったこと及び開示の日時場所と指定した日時場所に担当者が不在であったために、請求人に閲覧及び写しの交付ができなかったことについて陳謝し、本件文書の閲覧及び写しの交付を行おうとしたが、請求人はこれに応じなかったことが認められる。(3) 更に、実施機関は、その後、「公文書開示決定通知書の誤記の訂正等について」と題する文書をもって、誤記の訂正を請求人に通知していることが認められる。実施機関は、併せて、同文書において、指定した日時場所に担当者が在席しなかったことについても陳謝し、いつでも本件文書閲覧及び写しの交付ができる状態としているので、都合のよい日程を通知するように求めたことが認められる。(4) 以上のとおりであるので、平成20年12月1日付け20教学発第12162号により、実施機関が行った公文書開示決定は、同決定通知書に記載された保護者説明会の月日に誤記があったが、後日訂正され、この旨が請求人に通知されていること、また、公文書開示日時における職員の対応について、不手際があったものの、その後、請求人の開示請求の権利確保に努めていることから、全体として適法である。

3 よって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第40条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。
審査庁 大田区教育委員会

裁決案は、答申と基本的には同じである。答申どおりにしなければならないということはないが、答申を踏まえた形で裁決案を作成している。決定後、審査請求に対し、裁決書の謄本を送付する予定である。

○委員長

決定書、裁決案には、端的に書いてあり、第2 2 判断（4）の記述のとおりだと思う。

第28号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長

では、第28号議案について原案どおり決定する。

以上で、第8回教育委員会定例会を閉会する。
（午後3時50分閉会）